

碧南市介護人材育成等支援補助金について

1 目的

市内の介護事業所に従事する職員の受講する研修の受講料を支援することにより、介護事業所における人材の定着の推進及び介護サービスの質の向上を図るため。

2 対象

碧南市内に所在する介護保険法第8条に規定する介護サービスを実施する事業所

※補助金の交付の対象となる経費を補助の対象とする他の助成金又は交付金を受けていないこと。

3 対象事業

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23に規定する介護職員初任者研修
- (2) 省令第113条の4に規定する介護支援専門員実務研修
- (3) 省令第113条の16に規定する再研修
- (4) 省令第113条の18に規定する更新研修
- (5) 省令第140条の68に規定する主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修
- (6) 認知症介護実践者等養成事業実施要綱（平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定する認知症介護実践者研修又は認知症介護実践リーダー研修
- (7) 介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日付け老発0704第2号厚生労働省老健局長通知）に規定する介護支援専門員専門研修

4 補助額

受講料の1/2の額（最大10万円）

※1事業所につき、年度10万円を上限

詳細については、碧南市のホームページより



<申請の手続きの流れ>

① 交付申請（申請者→市） ※研修初日の7日前までに申請

- 提出書類
- ・ 交付申請書（様式第1号）
 - ・ 事業計画書兼収支予算書（申請額内訳書）（別紙1-1）
 - ・ 事業計画書兼収支予算書（受講者名簿）（別紙1-2）
 - ・ 受講する研修の実施日及び受講料を確認できるもの

② 交付決定通知（市→申請者）

交付決定通知書を、交付申請後10日ほどで通知します。

③ 研修受講の修了

※交付決定の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請を行う。（申請者→市）

④ 実績報告（申請者→市） ※事業完了の日から30日以内に報告（※1）

（※1）より年度の末日（3月31日）の方が早い場合は、年度の末日までに報告。

- 提出書類
- ・ 実績報告書（様式第5号）
 - ・ 事業報告書兼収支決算書（申請額内訳書）（別紙2-1）
 - ・ 事業報告書兼収支決算書（受講者名簿）（別紙2-2）
 - ・ 事業内容とその経費が分かる書類
→修了証書の写し、受講料の支払を証する書類の写し等

⑤ 額の確定通知の送付（市→申請者）

交付決定通知書を、交付申請後10日ほどで通知します。

⑥ 請求書の提出（申請者→市）

- 提出書類
- ・ 補助金交付請求書（様式第7号）
 - ・ 請求書に記載した振込先の通帳の写し

⑦ 補助金の交付（市→申請者）

請求後、2～3週間後に振込みます。
振込みに際して、通知等はありません。